

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 241 実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」事後交付型の会計処理について

2021 年 1 月 28 日に、企業会計基準委員会（ASBJ）から実務対応報告 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下「本実務報告対応」という。）が公表されました。

本実務対応報告は、会社法第 202 条の 2 に基づく、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引をする場合における会計処理及び開示を明らかにすることを目的としています。

今回は、本実務対応報告における「事後交付型」の会計処理について解説します。

1. 定義

事後交付型とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、契約上、株式の発行等について権利確定条件が付されており、権利確定条件が達成された場合に株式の発行等が行われる取引をいいます。（本実務対応報告第 4 項）

2. 取締役等の報酬等として新株の発行を行う場合の会計処理

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する契約を締結し、これに応じて企業が取締役等から取得するサービスは、サービスの取得に応じて費用計上し、対応する金額は、株式の発行等が行われるまでの間、貸借対照表の純資産の部の株主資本以外の項目に株式引受権として計上します。（本実務対応報告第 15 項）
割当日において、新株を発行した場合には、株式引受権として計上した額を資本金又は資本準備金に振り替えます。（本実務対応報告第 16 項）

3. 取締役等の報酬等として自己株式を処分する場合の会計処理

基本的な会計処理は本実務対応報告の第 15 項と同様となります（本実務対応報告第 17 項）。ただし、割当日において、自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と、株式引受権の差額を、自己株式処分差額として、自己株式等会計基準第 9 項、第 10 項及び第 12 項により会計処理を行います。（本実務対応報告第 18 項）

4.留意点

会社法第 202 条の 2 に基づいて、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引が対象とされています。現行実務において行われているいわゆる現物出資構成により、金銭を取締役等の報酬等とした上で、取締役等に株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付する取引には適用されないとされています。

これは、本実務対応報告が対象とする取引は、会社法上、株式の無償発行であるのに対して、いわゆる現物出資構成による取引は株式の有償発行であるなど、法的な性質が異なる点があるためです。(本実務対応報告第 3 項及び第 26 項)

以上